

平成15年5月29日
日米地位協定室

日本の団体による在日米軍施設・区域への立入に関する
平成11年の日米合同委員会合意の公表について

1. 日米合同委員会は、29日（木）、同委員会における合意を一層公表することを追求するとの観点から、日本の団体による在日米軍施設・区域への立入に関する日米合同委員会合意（平成11年7月29日合意）を公表することとした。
2. この日米合同委員会合意では、日本の団体による米軍施設・区域への立入手続が規定されている。なお、平成11年に本件合同委員会合意が合意されて以降、「那覇大綱挽き」に係る那覇港湾施設の一部の使用（平成11年8月）や「市制施行百周年事業・佐世保ボウル」開催のための佐世保海軍施設の一部の使用（平成15年1月）など、米軍施設・区域近隣の地域社会の行事支援等に関連する立入が50件近く認められてきている。

日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入について(仮訳)

1. 本覚書は、日本の団体の独自の活動を促進するため、日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入を許可する手続を定めるものである。当該手続は、平成8年12月2日に合同委員会により承認された「在日合衆国軍隊の施設・区域への立入許可手続」に取って代わるものではない。
2. 日本政府及び合衆国政府は、以下の手続により、上記第1項で述べられた日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入が許可されることに同意する。
 - (a) 在日合衆国軍隊の施設・区域への立入に係る日本の団体の要請は、現地防衛施設局に提出されるものとする。沖縄における要請は、外務省沖縄事務所又は防衛施設局に提出されるものとする。
 - (b) 日本政府は、当該要請が正当なものかどうかを厳重に審査した上、日本側覚書を施設分科委員会に提出するものとする。
 - (c) 合衆国政府にとり当該施設・区域への立入が受け入れられる場合、合衆国政府は、立入条件、立入期間及び免責条項を規定した米側覚書をもって回答することとする。
 - (d) 日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入に係る覚書は、最終的な承認のため、合同委員会に付託されるものとする。
3. 同施設における同行事のための日本の同団体によるその後の立入は、日本政府が要請すれば、合同委員会への付託なしに在日合衆国軍隊司令部第4部が許可できる。
4. 日本政府は、米側覚書に含められたすべての立入条件、立入期間及び責任条項の履行を確実にするため、すべての執り得る措置を講ずることに同意する。
5. 日本政府は、当該手続申請が関連する日本の法令及び規則に沿ったものであることを合衆国政府に確約するものとする。
6. これらの手続は、日米地位協定第25条に基づく合同委員会の一般的な権限により策定される。